吉田法律事務所の吉田真弁護士を講師に招いて、秘密情報と著作権を中心にした「情報管理と知的財産権」に関する社内研修会を全国の支店で開催しています。

第1回目となった９月２０日の本社地区の研修会は書籍出版部を中心に３０名が参加しました。はじめに基礎知識の説明を受けたあと、講師とのフリーディスカッションを通して関連法規の確認、疑問点および具体的事例の検証など、日常の業務に役立つ有意義な研修となりました。

特に著作権については、書籍やコンテンツを作成する部門に限られた問題で、身近な問題ととらえていない人が多いようですが、これは大きな誤りです。

たとえば、セミナーの参加者に他社のホームページを見せたり、案内図を作るために地図会社のホームページから地図をコピーしたり、新聞記事を顧客向けセミナーで配布する資料に綴じ込んだりすることは著作権侵害に問われる可能性もあります。他社のホームページの記事の一部を当社のホームページに掲載するときは、記事の著作権者から許諾を得る必要があります。

もしも著作権侵害と見なされたら、損害賠償請求並びに差し止め請求などの対象になるだけでなく、お客様との信頼関係にも影響してきます。

また、著作権の権利内容についても、複製権や公衆送信権など様々な種類があり、今後多様なコンテンツを取り扱う当社においては、著作権に関する事項は必須とされる知識です。

みなさんもこれを機会にぜひ参加してリスク回避に努めてください。なお、知的財産権に関する情報は総務部法務担当のホームページに詳しく掲載されていますのでご覧ください。

**■著作物に関する留意事項**

* マニュアルやパンフレット、ホームページなど当社の著作物となるコンテンツは独自で作成（創作）しましょう。
* 当社の著作物を積極的に活用しましょう。
* 他人の著作物を参考にすることはできますが、内容を理解した上で、必ず自分独自の表現にしましょう。

株式会社インターソーシャルビジネス社内報

発行所 / 株式会社インターソーシャルビジネス　総務部

発行責任者 / 竹内　浩二

情報管理と知的財産権に関する

社内研修会を全国で開催！

Newsletter “Discover World” Vol.015

ISB